

# 医事業務委託公募型プロポーザル審査要領

医事業務委託に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

## 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の要件をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「医事業務委託公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

## 2 審査の項目及び点数

総合点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 受託業務実績 (20点)
- (2) 業務実施体制 (40点)
- (3) 診療報酬請求対策 (40点)
- (4) 病院経営への貢献 (40点)
- (5) 患者満足度の向上 (20点)
- (6) 見積金額の評価 (40点)

## 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

### (1) 日時、場所

日時 令和4年12月下旬～令和5年1月上旬（予定）

場所 高知県立幡多けんみん病院 3階 大会議室

### (2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1事業者あたり20分とします。
- ② 1事業者あたり3名までの出席とし、受託責任者候補者は必ず出席することとします。
- ③ 日時、順番は別途お知らせします。
- ④ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

## 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、見積金額が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 附則

この要領は令和4年11月15日から施行する。